

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	黒須 新治郎
【住所又は本店所在地】	埼玉県久喜市
【報告義務発生日】	該当事項ありません
【提出日】	令和2年9月28日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項ありません
【提出形態】	該当事項ありません
【変更報告書提出事由】	該当事項ありません

## 【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社ヒノキヤグループ
証券コード	1413
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

## 【提出者に関する事項】

## 1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	黒須 新治郎
住所又は本店所在地	埼玉県久喜市
事務上の連絡先及び担当者名	株式会社ヒノキヤグループ総合企画部 IR・企画課 課長 杉本真紀
電話番号	03-5224-5127

## 2【提出者（大量保有者） / 2】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	株式会社G S K
住所又は本店所在地	埼玉県久喜市南五丁目 5 番20号
事務上の連絡先及び担当者名	株式会社ヒノキヤグループ総合企画部 IR・企画課 課長 杉本真紀
電話番号	03-5224-5127

## 【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書No.11
訂正される報告書の報告義務発生日	平成29年11月15日
訂正箇所	<訂正> 平成29年11月22日に提出いたしました変更報告書No.11(訂正報告書にて平成29年11月22日に訂正済)の記載事項の一部(下記参照)に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正します。  なお、訂正箇所には下線を付して記載しています。

## 表紙

## &lt;訂正前&gt;

変更報告書提出事由 株券等保有割合が1%以上減少したこと  
提出者2の株券等保有割合が1%以上減少したこと  
提出者2の当該株券等に関する担保契約等重要な契約に変更があったこと

## &lt;訂正後&gt;

変更報告書提出事由 株券等保有割合が1%以上減少したこと  
提出者2の株券等保有割合が1%以上減少したこと  
当該株券等に関する担保契約等重要な契約に変更があったこと

## 第2 提出者に関する事項

## 2 提出者（大量保有者） / 2

## &lt;訂正前&gt;

## (6) 当該株券等に関する担保契約等重要な契約

株式会社三菱東京UFJ銀行に借入金の担保として、平成23年2月15日に3,500株（平成23年7月1日付の株式分割（1株につき300株）後は1,050,000株）を差し入れております。  
株式会社三井住友銀行に借入金の担保として、平成28年2月19日に700,000株を差し入れておりましたが、平成29年11月15日に、その内の350,000株を株式会社EIGHT & COMPANYへ承継しております。  
株式会社みずほ銀行に借入金の担保として、平成28年2月19日に700,000株を差し入れておりましたが、平成29年11月15日に、その内の350,000株を株式会社EIGHT & COMPANYへ承継しております。  
平成29年11月15日、株式会社GSKが、新設分割により株式会社EIGHT & COMPANYを設立し、株式会社EIGHT & COMPANYへ2,184,428株の株式を承継しております。

## &lt;訂正後&gt;

## (6) 当該株券等に関する担保契約等重要な契約

株式会社三菱東京UFJ銀行に借入金の担保として、平成23年2月15日に3,500株（平成23年7月1日付の株式分割（1株につき300株）後は1,050,000株）を差し入れておりましたが、平成29年11月15日にその内の550,000株を株式会社EIGHT & COMPANYへ承継しております。  
株式会社三井住友銀行に借入金の担保として、平成28年2月19日に700,000株を差し入れておりましたが、平成29年11月15日にその内の350,000株を株式会社EIGHT & COMPANYへ承継しております。  
株式会社みずほ銀行に借入金の担保として、平成28年2月19日に700,000株を差し入れておりましたが、平成29年11月15日にその内の350,000株を株式会社EIGHT & COMPANYへ承継しております。  
平成29年11月15日、株式会社GSKが、新設分割により株式会社EIGHT & COMPANYを設立し、株式会社EIGHT & COMPANYへ2,184,428株の株式を承継しております。